

森林公園条例（昭和55年岩手県条例第26号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県民の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成22年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- (2) 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額

表1 施設の利用料金

1 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム

| 区 分 | 単 位 | 利用料金 |
|--------------------|----------|------------|
| 森林ふれあい学習館多目的ホール | 1時間までごとに | 円 1,900 |
| 森林ふれあい学習館ミーティングルーム | 1時間までごとに | 1,000 |

2 キャンプ場

| 単 位 | 利用料金 |
|-----------------|------|
| 1日までごとにテント1張につき | 600円 |

備考 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

表2 附属の設備の利用料金

| 区 分 | 単 位 | 利用料金 |
|-----|--------------|------|
| テント | 1日までごとに1張につき | 600円 |

備考 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

表3 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

| 区 分 | 単 位 | 利用料金 |
|----------------------|--------------|----------|
| 物品の販売、募金その他これらに類する行為 | 1人1日までごとに | 円 500 |
| 業として行う写真の撮影 | 1日までごとに1台ごとに | 200 |
| 展示会その他これに類する催しの開催 | 1日までごとに | 4,500 |

2 利用料金の適用年月日

平成22年11月1日